

「宇都宮市空き家等対策計画」（素案）に関するパブリックコメントについて

1 パブリックコメントの実施状況

- (1) 意見の募集期間 平成 29 年 2 月 27 日 ～ 3 月 17 日 まで
- (2) 意見の応募者数 2 名 (男性 1 人, 女性 1 人)
意見数 5 件
- (3) 提出方法の内訳

	郵送	ファクシミリ	Eメール	持参	電話	計
人数			2			2

2 意見の処理状況

区分	処 理 区 分	数
A	意見の趣旨等を反映し、計画案に盛り込むもの	
B	意見の趣旨等は、計画案に盛り込み済みと考えるもの	3
C	計画案の参考とするもの	
D	計画案に盛り込まないもの	
E	その他、要望・意見等	2
	計	5

意見番号	意見の概要	処理区分	意見に対する市の考え方
1	私が提案したいことは、空き家を移住促進のために有効活用することです。空き家を宿泊施設や移住者のための事業所として活用することで、空き家が減ること、移住者が増えることが見込めます。これは一石二鳥とも言えます。ぜひ検討してください。	B	本計画におきましては、空き家を貴重な地域資源として捉え、市場での流通促進や空き家再生など、有効な利活用を促進する対応方策に取り組むことを方針として掲げております。 具体的な取組におきましても、空き家を地域の活性化に資する用途に改修する費用の一部を補助する「空き家再生支援事業」や空き家を含む住宅ストックの流通を促進する取組等により、空き家の有効活用を促進してまいります。
2	P2「2 計画の位置付け」 空き家関連施策を効果的に運用するには、空き家発生以前から所有者等に対して市が推進する計画の周知が効果的だと考えます。 【本市の関連計画】との整合性の表記と同様に、【みんなでゴミのないきれいなまちをつくる条例(11条)】と本計画の連続性を明確に表記すべきではないでしょうか？	B	「空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例」(以下「空き家条例」という。)の制定時に、「みんなでゴミのないきれいなまちをつくる条例」と整合を図っており、空き家等における廃棄物の投棄におきましては、空き家条例で対応することとしておりますことから、本計画への連続性は図られているものと考えております。
3	P27「住まいとして住宅を使用しているときから～以下」 完全にその通りであり、『空き家』は突然に発生するものではありません。 「空き家問題」とは、計画素案が示す通り「空き家予備軍」ともいえる一般住宅所有者が空き家問題を意識していないことが「空き家問題」の本質とも言えると感じており、P29施策④の「老朽危険空き家除去費補助事業」のような直接的な税投入を未然に防ぐ社会を目指した本計画は、宇都宮市の現世代が次世代に向けた『パス』であるというニュアンスを、声高にアナウンスすべきではないでしょうか？	B	管理不全等な空き家の発生抑制は、市民等への生活環境の保全や安全安心の観点からも重要な対策でありますことから、施策①「管理不全予防対策」を本計画に盛り込み、所有者等への意識啓発活動や市民等への様々な手法による情報提供等に取り組むことで、広くアナウンスしてまいります。

4	<p>P2においてNCCビジョンと本計画素案との連携方針は示されていませんでした。</p> <p>「空き家問題と新都市計画」は連続的な事案であり、新時代を目指す地方都市として全国的にも注目度の高い施策と感じていますが、関連性が明確ではありませんでした。</p> <p>LRTを基軸としたNCCを成功させるためにも、宇都宮市独特状況を鑑みた本計画素案における対策方針の対策1・対策2が重要ではないでしょうか？</p>	E	<p>空き家等の既存ストックの有効活用を促進することを関連計画においても盛り込んでいるものがございますが、ご指摘のとおり、有効活用だけではなく、「発生・増加を抑制する」対策や「管理不全の解消を促進する」対策も併せて推進することが重要であると捉えておりますことから、他計画の推進におきましても、本計画との整合を図ってまいります。</p>
5	<p>P16中段「一方で～以下」については、一民間事業者として非常に強く感じているところでした。</p> <p>しかし、住宅所有者は単身高齢に限らず「空き家予備軍」と考えられ、多面的・実需的なアプローチが有効であると感じており、この分野はルール化するよりも民間事業者の活性化を応援・サポートする形が望ましいと考えますがいかがでしょうか？</p>	E	<p>空き家等の様々な問題に対応する上で、民間事業者との「協働」を基本的な考え方として位置付けておりますことから、それぞれの役割分担のもと、連携を図り空き家等対策に取り組んでまいります。</p>